

## はじめに

2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法）が成立し、日本で初めて夫婦間暴力に関する法が施行された。その後2004年から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下：改正DV防止法）が2007年、2013年に改正され、生命等への脅迫、未成年の子への接近禁止、被害者親族へのつきまとい禁止、同居し生計を共にする交際相手を対象とする文言が追加され、暴力の種類と対象者の適用範囲が拡大されていった。

また改正DV防止法に加え、2002年には配偶者暴力相談支援センター（以下、DVセンター）に関する規定が施行され、その後2004年の法改正で市町村設置が可能になり、内閣府男女共同参画（2017）「配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設一覧」には、2015年度時点で全国に278か所にDVセンターが設置されているとある。そして、改正DV防止法ではDVセンターの業務として「一．被害者に関する各般の問題について、相談に応じること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。二．被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。…（中略）…五．…（中略）…保護命令<sup>1)</sup>の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。」とある。そんな中でDV相談件数は増加の一途をたどり、2002年に約36,000件だったのが、2016年度には約106,000件に及んでいる。しかしなぜか相談は増加し続けているが、厚生労働省（2016）の「婦人相談所による一時保護者数の推移」によると、一度目のDV法改正年である2004年までの一時保護<sup>2)</sup>件数増加を境に、その後の一時保護件数は横ばいが続き、2015年からは減少している。

そして、社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2006）「施設数・利用者数・職員数・事業の概要」によると、改正DV防止法による一時保護先として最も多い母子生活支援施設では、2007年度時点で入所者の約半分がDV被害者である。

これらの数多くの相談や一時保護の背景にある支援者たちは、男女共同参画「第69回男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会 議事録」で戒能（2012）が「非常勤職員が87%」の婦人相談員が行っていると、また同会議で同じく戒能（2012）が「勤続年数が大変短い、回転が速い」状況が続いていると述べた。婦人相談員とは、もともと売春防止法の中で「要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行う」と規定されていた職種である。それに加えてDV防止法の規定する業務が明記され、さまざまな専門的知識が必要な重篤なトラウマにつながる性被害の問題に関わる支援に、DV被害者支援というもう一つ困難な相談が婦人相談員業務に加えられたのである。DV被害者のなかには、トラウマやPTSD、精神障害や知的障害、被虐待者、貧困の問題等を複合的に抱えていることが多い。自治体によっては非常勤で社会福祉士や精神保健福祉士資格所持者を窓口に置いているところがあるが、ソーシャルワーカー（以下、SW）や心理専門職の必置や研修の規定はなく、必要な専門知識研修もままならない状態で緊急を要する相談業務が開始されているのが現状である。

そして、一時保護後の支援としては、加害者はもちろん、友人や家族、親族、同僚等との連絡を一切絶ち規定の2週間を目途に次の帰往先を決める。そのため多くの被害者は誰も知らない、行ったこともない土地で、多くは子どもたちと避難後の生活がはじまり、被害者によってはPTSDが出始める

のである。しかし現状では、改正DV防止法のなかで、公的資金から一時保護施設退去後の支援費は認められておらず、一時保護施設職員や施設側の無料奉仕の状態が長く続いている。

日本では、震災後にトラウマやPTSDについて盛んに報道され一般に認知されるようになったが、暴力被害者に対する認知は低く専門的に治療できる医療機関や専門機関は少ない。そしてDVや虐待を専門とするSWはほとんど存在せず、専門書のほとんどは医師か心理専門の著者のものが多く、SW視点のトラウマやPTSDへの支援について書かれたものはほぼない。

そんな状況で筆者のなかで膨れ上がったDVや虐待をSWの視点でどうソーシャルワークするかの疑問に布石を投じたく、SW発祥の地でもありトラウマ治療に歴史のあるボストン近郊で行った調査をここに報告する。